

有資格者名簿登載者としての心得

公共事業は、市民の生活環境の向上を目的とすると同時に、地域の産業を潤し、ひいては新しい産業を生み出す基盤となるものです。その契約については、円滑な公共事業の推進のために入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保しつつ、計画的かつ効率的に実施することが重要であることはいうまでもありません。

そのため、当局では、市民の信頼にこたえるべく透明性、競争性、公正性を確保しつつ、厳正な事務執行に努めているところです。

貴社(者)におかれましても、当局発注の公共事業についての社会的使命とその本旨を理解され、入札、契約の締結及び事業の遂行に当たって、下記の事項を遵守していただきますようよろしくお願いします。

記

- 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、「労働基準法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令、各事業に関する法令及び「岡山市暴力団排除基本条例」ほか「岡山市水道局契約規程」等当局が定める関係規程、要綱等を遵守すること。
- 2 岡山市水道局指名停止基準に該当するような行為は行わないこと。
- 3 各種技能講習等の受講による自己研さんに努めること。
- 4 契約の履行に当たっては、契約書及び仕様書等に従い履行期限までに適正に業務を遂行すること。履行期限が年度末の場合、履行期限の延長はできず契約不履行となるため特に注意すること。
- 5 次の指名停止基準に該当したときは、直ちに当局管財課へ報告すること。なお、報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合は、指名停止期間が加重されることがあるので注意すること。

岡山市水道局指名停止基準

別表第4 安全管理等の不適切

別表第5 関係法令違反

別表第6 労働基準法等労働関係法令違反

別表第7 独占禁止法違反等

別表第8 贈賄等

別表第9 本市職員に対する反社会的行為

別表第 10 反社会的行為